

高梁市における路線バスは、通勤・通学・日常の生活のため、年間約 40 万人の方にご利用いただいているところであります。しかしながら、地域の人口減少や昨今のコロナ禍による利用者の減少が顕著であり、国や高梁市が補助を行いながら運行を行っているところであります。この度、国土交通省における乗合バス等の補助制度が改正され、既に策定をおこなっている「第2次高梁市地域公共交通網形成計画」へその路線バスの必要性及び目的を位置づけなければ補助を受けることができなくなりました。高梁市としては現在策定している第2次高梁市地域公共交通網形成計画の一部見直しにより、引き続き地域の特性に応じた生活交通の確保を推進するとともに持続可能な公共交通ネットワークの構築を図り、市民の皆さまの意見を反映するため、計画（見直し案）に対する意見を募集します。

#### <募集要項>

1 意見の募集 第2次高梁市地域公共交通網形成計画（見直し案）に関する意見

2 意見提出対象者

(1) 市内に在住、在勤、在学の人

(2) 市内に事務所又は事業所を有する個人、団体、法人

3 計画（見直し案）の閲覧及び意見提出用紙の配布

(1) 高梁市のホームページからダウンロード

(2) 本庁市民課、各地域局、各地域市民センター窓口での閲覧、指定用紙の配布

※窓口での閲覧・配布は土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までです。ただし、各地域市民センターは午前 8 時 30 分から午後 5 時までです。

4 意見の提出方法

指定用紙に住所、氏名、連絡先（電話番号、電子メールアドレス等）と本件へのご意見を記入の上、次のいずれかの方法で提出してください。

(1) 持参

(2) 郵送

(3) ファックス

(4) ホームページからの提出は「QRコード」または「URL」よりご回答ください

5 意見提出先

〒716-8501 高梁市松原通 2043 高梁市市民生活部市民課市民協働係

FAX：0866-22-9370

※電話やメールによる意見の提出には応じかねます。あらかじめご了承ください。

6 意見の募集期間

令和 5 年 12 月 15 日（金曜日）～令和 6 年 1 月 19 日（金曜日）17 時 15 分

※持参の場合は、開庁時間に限ります。

7 意見の反映

市民等の皆様からいただいたご意見は、計画作成の参考とさせていただきます。

8 その他

(1) ご意見に対する市の考え方は内容ごとに整理、分類した上で、後日公表します。

(2) ご意見に対する個別の回答は行いません。

(3) ご意見の内容は個人情報を除くなど適宜修正を加え、公表することがあることをご了承ください。

(4) 趣旨が不明確なものについては、市の考え方をお示しできない場合があります。

9 問い合わせ先

高梁市市民生活部市民課市民協働係 電話番号 0866-21-0254

ファックス 0866-22-9370

<意見提出様式（第2次高梁市地域公共交通網形成計画（見直し案）への意見募集）>

高梁市市民生活部市民課市民協働係 あて

【令和6年1月19日（金）必着】

## 第2次高梁市地域公共交通網形成計画（見直し案）への意見

ご住所 【必須】	※在勤・在学の方は勤務先等の住所及び名称を記載してください。	
お名前 【必須】		
連絡先	電話番号 【必須】	
	FAX番号	
	電子メールアドレス	
ページ・該当箇所	意見（一部のみの記載でも可）	
ページ 7-1 路線バス図について		
ページ 7-2 民間バス路線一覧について		
ページ 7-3 生活交通路線の役割について		
ページ 57～58 計画の目標について		
ページ 62 ◎高梁市公共交通（路線バス・生活福祉バス・乗合タクシー）の運行維持及び利用促進		
ページ 68 計画目標評価について		
第2次高梁市地域公共交通網形成計画に基づく実施計画 ページ 1-2 公共交通運行事業「実施方針」について		

【提出先：FAX番号 0866-22-9370】

※住所、氏名、連絡先は公表しません。

※記入された個人情報は、本パブリックコメントの目的以外には使用しません。